

木造住宅密集地域における不燃化の推進について

区では、旧長期計画において、平成23年度当時16町丁目あった不燃領域率70%に満たない町丁目数を0にするという目標を掲げ、不燃化まちづくりの取組を推進してきた。令和元年度に、平成28年度時点で不燃領域率が70%に満たない町丁目を対象に最新の不燃領域率を調査したところ、不燃化特区である北砂三・四丁目を除き、8町丁目あるという結果を得た。

これら8町丁目について、不燃化に関する講演会等の開催による意識啓発活動を継続しつつ、不燃領域率70%の達成に向けて取り組んでいく。

*不燃領域率：市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロとなる。

1 区内における不燃領域率が70%に満たない町丁目数の推移

不燃領域率が70%に満たない町丁目数の推移は以下のとおり。

	平成23年度	平成28年度	令和元年度〔調査〕
不燃領域率70%未達地区	14 (16)	9 (11)	8 (10)

*カッコ内の数値は、不燃化特区である北砂三・四丁目を含む不燃領域率が70%に満たない町丁目数を表す。

2 事業内容

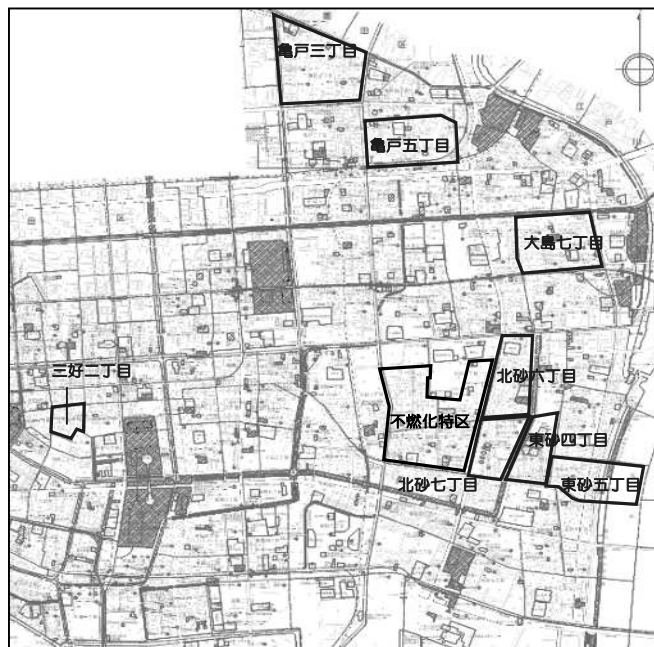
不燃領域率が70%に満たない8町丁目の区民向けに不燃化に関する講演会や個別相談会を開催するとともに、地域住民の意識啓発のための「まちづくりニュース」を発行する。

講演会等の開催により、不燃化の意識啓発を図ることで、老朽建築物に住んでいる区民の建替えを後押ししていく。

講演会	相続・遺言・後見や借地での建替え等をテーマに講演会を開催
個別相談会	専門家（建築士、ファイナンシャルプランナー等）による相談会を開催
まちづくりニュース	不燃化推進の取組状況などをまとめたお知らせを戸別配布

3 事業実施地区

令和元年度の不燃領域率調査において、不燃化領域率が70%に満たない8町丁目は以下のとおり。これら8町丁目を4地区に分けて、2地区ずつ2か年にわたり本事業を実施する。



年度	実施地区
令和3年度	砂町地区（北砂六丁目、東砂五丁目、北砂七丁目、東砂四丁目） 亀戸地区（亀戸三丁目、亀戸五丁目）
令和4年度	大島地区（大島七丁目） 白河地区（三好二丁目）

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年11月 不燃化に関する講演会と個別相談会の開催【砂町地区】

令和3年12月 不燃化に関する講演会と個別相談会の開催【亀戸地区】

令和4年 3月 まちづくりニュースの配布